

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 4 年 6 月 30 日

宮崎県知事 殿



提出者

住 所 宮崎県日向市大字日知屋15837番地

氏 名 あさひ産業株式会社  
代表取締役 西村望

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0982-52-9000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

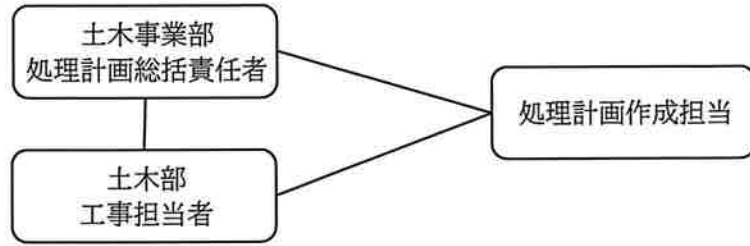
事業場の名称	あさひ産業株式会社
事業場の所在地	宮崎県日向市大字日知屋15837番地
計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	790,009千円
③ 従業員数	23名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がれき類・・・処理業者に委託：破碎後、再生骨材として再資源化。再生できないものは安定型埋立。</li> <li>・木くず・・・処理業者に委託：破碎後、固形燃料として再資源化。</li> <li>・廃プラスチック類・・・処理業者に委託：再資源化又は、焼却・破碎後、安定型埋立・管理型埋立。</li> <li>・混合廃棄物・・・処理業者に委託：種類別に分別後、安定型埋立。</li> <li>・廃石膏ボード・・・処理業者に委託：紙と石膏に分離し半水石膏として再資源化又は、管理型埋立。</li> <li>・紙くず・・・処理業者に委託：再資源化又は、焼却後、焼却灰を最終処分。</li> <li>・ガラスくず・コンクリートくず・・・処理業者に委託：安定型埋立。</li> <li>・水銀使用製品産業廃棄物・・・処理業者に委託：管理型埋立。</li> <li>・汚泥・・・処理業者に委託：脱水後、管理型埋立。</li> <li>・金属くず・・・処理業者に委託：破碎後、金属会社へ。</li> </ul>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】											(t)	
	産業廃棄物の種類	がれき類	プラスチック類	木くず	物混合廃棄物	ホース・石灰	紙くず	くず	ガラス・コンクリート	物品・産業廃棄物	水廻り使用物	汚泥	金属くず
	排出量	6,352.47	9.54	162.97	3.46	17.72	0.73		3.20	0.08	0.44	0.95	
	(これまでに実施した取組)												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に排出量が増加したのは大型の解体工事があった為と思われる。しかし、種類毎の分別がきちんと出来ていた。</li> <li>・有筋コンクリートについても分別を行い、鉄関係については、有価物として処理をした。</li> <li>・無筋コンクリートについては、発生場所での再利用を実施した。</li> </ul>												
②計画	【目標】											(t)	
	産業廃棄物の種類	がれき類	プラスチック類	木くず	物混合廃棄物	ホース・石灰	紙くず	くず	ガラス・コンクリート	物品・産業廃棄物	水廻り使用物	汚泥	金属くず
	排出量	5,000.00	5.00	350.00	1.50	10.00	0.30		1.50	0.04	0.50	0.50	
	(今後実施する予定の取組)												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事による発生がほとんどである為、担当監督員と協議し、現場仕様を積極的に推進する。産廃としての発生を抑制する。</li> <li>・過剰資材の発生しない資材搬入管理を行う。</li> <li>・効率的な歩留まりを考慮した資材の発注を行う。</li> <li>・混合廃棄物に関しては、リサイクル出来る物の回収率を上げる。</li> </ul>												

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の種類毎に分別している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
①現状	【前年度（            年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
①現状	【前年度（            年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)		



②計画	【目標】 (t)											
	産業廃棄物の種類	がれき類	チ廃プラスチック類	木くず	物混合廃棄物	石膏	紙くず	プラスチック類	ガラス類	物品生産廃棄物	汚泥	金属くず
	全処理委託量	5,000.00	5.00	350.00	1.50	10.00	0.30	1.50	0.04	0.50	0.50	
	優良認定処理業者への処理委託量	500.00	3.00	10.00	0.50	0.40	0.30	0.50				
	再生利用業者への処理委託量	4,950.00	3.00	350.00	0.50	0.40	0.30	0.50				0.30
	認定熱回収業者への処理委託量											
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量											
	(今後実施する予定の取組)											
	・現状維持											
※事務処理欄												

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。